

差し押さえた不動産を売却します 不動産合同公売

▶問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

町では、納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)の差し押さえを行っています。

公売とは、税金に滞納があるため差し押さえた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。令和6年度は期間入札となり、開札の会場も執行機関ごとに異なります。日程および会場をご確認の上、ご参加ください。

詳しくは、税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。

※公売は中止になる場合があります。

URL <https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/zeikin/nozei/kobai.html>

入札期間 11月5日(火)~15日(金)

受付窓口 税務会計課 税務室

開札日 11月19日(火)

場所 役場2階 大会議室



▲町ホームページはこちら

不動産公売物件

売却区分番号	所在地	種別	地目・種類	地積・床面積
吉岡町-1	大字上野田字見晴3365番3	土地	雑種地	1,204㎡
吉岡町-2	大字大久保3398番地	土地	宅地	481㎡
		建物	居宅	1階 103.75㎡ 2階 58.50㎡
吉岡町-3	大字上野田字北野1329番477	土地	宅地	204.42㎡
吉岡町-4	大字上野田字見晴3342番地25	土地	宅地	924.95㎡
		建物	旅館	1階 100.87㎡ 2階 997.89㎡
	大字上野田字見晴3342番26	土地	宅地	977.49㎡
	大字上野田字見晴3342番40、60、61	土地	公衆用道路	38㎡、66㎡、68㎡

滞納は全ての人に不利益です!!

納付に困ったら、必ず納付相談を

町税は、定められた期限(納期限)までに、納税者が自主的に納付するものです。しかし、一部に町税を納めない人がいることも事実です。

滞納を整理するためにかかる多額の費用は、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。したがって、期限までに納付した納税者や町にとって大きな不利益が生じます。

また、滞納は、納期限までに納税している大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。**収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人には、き然とした態度で滞納処分を執行します。**なお、納付が遅れば、本来納付する必要のなかった延滞金が加算され、同様に滞納処分の対象となります。

滞納によって、あらゆる不利益が生じます。町税の納付が困難な場合は、早めに納付相談をしてください。

差し押さえ処分実施件数(令和5年度実績)

不動産	17件	
無体財産	3件	
債権	預貯金	644件
	給与	31件
	年金	6件
	生命保険	3件
	その他	12件
合計	716件	



▲タイヤロックにより自動車などを差し押さえることもあります。

ご意見をお聞かせください

地区計画の変更に係る原案縦覧

駒寄スマートーC東周辺地区
の地区計画の変更に係る原案を
縦覧します。

▼期間 9月10日④～24日④

※開庁時間に限りません。

▼場所 都市建設室

※縦覧期間中は、参考図書を町
ホームページに掲載します。

▼意見書の提出について

▼意見を提出することができる
人

●区域内の土地の所有者

●都市計画法で定める利害関係
のある人

▼提出方法

所定の意見書を直接持参する
か、郵送で都市建設室に提出し
てください。

※意見書は町ホームページから
ダウンロードするか、都市建設
室で受け取ってください。

▼提出期間

9月25日④～10月1日④

※窓口での受け付けは開庁時間

に限りません。

▼意見の提出・問い合わせ先

〒370-3692

吉岡町大字下野田560番地

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)



大規模な土地取引には届出が必要です

国土利用計画法に基づく土地売買等届出書

吉岡町において、面積が5千

平方メートル以上の土地取引を
行った場合、買主は、町を経由し
て県知事に届出が必要です。

届出書は、群馬県ホームページ
からダウンロードができます。

▼届出期間

売買契約を締結した日から起算
して2週間以内

▼届出先

都市建設室(売買した土地が所
在する市役所または町村役場)

▼問い合わせ先

群馬県 地域創生課

☎027・226・2366

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)



ハロウィンジャンボ5億円
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

ハロウィンジャンボミニ5千万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよい
まちづくりに使われます。

各1枚 300円

9月17日④2種類同時発売!

発売期間 9/17(火)～10/17(木)

公益財団法人群馬県市町村振興協会

今月の納税

町県民税普通徴収
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…3期

納期限 9月30日(月)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay、
auPAY、d払いでも納付できます。また、
便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

定例教育委員会の傍聴

- 日時 9月18日④ 10:00～
- 場所 文化センター2階研修室
- 定員 先着8人

※当日直接会場へお越しください。

〈問い合わせ先〉

教育委員会事務局 教育総務室
☎26-2285(直通)

資源ごみストックハウスの運営を開始しました

家庭から出た資源ごみを回収します。町内に在住または在勤の人はどなたでもご利用できます。吉岡町のリサイクル率は県内35市町村中34位であり、リサイクル率向上には皆さまの協力が必要です。積極的にご活用ください。

※その他各自治会で実施している資源ごみ回収もご活用ください。
 ※スーパーなどで実施している店舗回収の実績は、リサイクル率に反映されません。

- ▶ 期日 年末年始の役場閉庁日を除く毎日
- ▶ 時間 **9:00～17:00** (時間外は施設します。)
※土・日・祝も搬入可能です。









▲町ホームページはこちら

▶ 設置場所



対象品目 品目ごとに分けて出してください

					
ダンボール	雑誌	新聞紙(チラシ含む)	紙パック	雑がみ	
			※紙類はヒモで縛る、紙袋に入れるなどしてバラバラにならない状態で出してください。 ※紙パック・缶はリサイクルマークが付いているものが対象です。 ※紙パック・缶・ビンは洗ってから出してください。		
アルミ缶・スチール缶	ビン類				



回収できないもの

ペットボトル、布類、プラスチック類、生ごみ、事業活動で生じた資源ごみ、対象品目以外の可燃・不燃・粗大ごみ など

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

犬・猫の飼い方などについて、令和6年10月1日から下記の努力義務が新設されます。

犬・猫共通 ●適正に飼養できる数を超えない範囲で飼養すること

猫

- 飼い猫を屋内で飼養すること
- 飼い主のいない猫に餌をあげる場合は、繁殖を防止し、周辺の生活環境を損なわず、周辺地域の住民の理解を得ること

犬

- 飼い犬の種類、大きさなどに応じて、適正な運動をさせること
- 飼い犬の習性、生態などを理解した上で、周辺の生活環境に適応するよう適正にしつけし、飼い主の制止に従うよう訓練すること

※上記のほか、犬の飼い主は、原則として飼い犬を常時係留しておかなければならないとされており、違反した場合は罰則があります。

上記2つ共に ▶ 問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2245(直通)